

令和4年1月25日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。

公益社団法人日本医師会

副会長 猪口 雄二

常任理事 釜 菴 敏

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

標記の事務連絡については、令和4年1月7日付(地445)(健Ⅱ485)をもって貴会宛てにご連絡いたしました。今般、同事務連絡の改正がなされ、本会に対しても情報提供がありましたのでご連絡いたします。

本改正により、「4. B.1.1.529 系統(オミクロン株)の流行状況に応じた対応について」が追記され、2. の感染急拡大時の対応を行う自治体においては、L452R 変異株 PCR 検査の陰性率(判定不能を除く)が70%以上となったことを目安として、下記の概要に示す対応等が可能となっております。

関連して、通達「B.1.1.529 系統(オミクロン株)の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株 PCR 検査について(要請)」の改正もなされましたので、併せてご連絡いたします。

○陽性検体全てではなく、患者数の5～10%程度のL452R変異株PCR検査やゲノム解析を実施する取扱いとすること。(新規感染者数が15人/10万人未満の自治体においては、引き続き変異株PCR検査実施率を可能な限り高めること)

○新型コロナウイルス感染症の検査陽性者(無症状の場合も含む)を、原則として、オミクロン株の患者として以下のように取り扱うこと。

- ・他の検査陽性者と同室としても差し支えないこと。
- ・陰圧管理は、他の新型コロナウイルス感染症患者と同様、必ずしも行う必要はないこと。
- ・退院基準・療養解除基準はワクチン接種が完了しているか否かにかかわらず、従来の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和3年3月2日付(健Ⅱ527F)参照)に基づき対応すること。

○新型コロナウイルス感染症の検査陽性者(無症状の場合も含む)の検査陽性者の濃厚接触者を、オミクロン株の濃厚接触者として取扱い、待機期間は、最終曝露日(陽性者との接触等)から10日間とするが、自治体の判断により、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者に限り、10日を待たずに検査が陰性であった場合でも、事業者において、以下の事項等に留意し、待機を解除できること。

- ・無症状、核酸検出検査又は抗原定量検査(やむを得ない場合は、抗原定性検査キット)による陰性を確認すること。
- ・検査は自費検査により、核酸検出検査又は抗原定量検査を用いる場合は最終曝露日(陽性者との接触等)から6日目、抗原定性検査キットを用いる場合は6日目と7日目にそれぞれ行うこと。

※医療機関においては、別添確認書の対応及び同確認書の医薬品卸売販売業者への提出は不要であること。

※「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」(令和3年8月18日付(健Ⅱ266F)、令和4年1月13日付(地453)(健Ⅱ490)参照)に沿って対応する場合の検査は自治体の判断により行政検査とすることが可能であること。